

泉佐野法 第453号

平成28年10月20日

大阪府中央区南久宝寺町一丁目5番9号

アーデントワー本町イースト808号

株式会社AXIA

代表取締役 月田 裕晃 殿

泉佐野税務署長 岡 直樹



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成28年8月1日付で申請のあった大阪府泉佐野市日根野2496番1、3908番1、3908番4、4303番11、4414番7、4414番9、4434番1、4434番9、4479番及び6486番2家屋番号2496番1の1階109区画（図面別紙に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成28年10月20日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

販売する酒類の範囲は、輸入酒類に限る。

酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、カタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。